

令和 2 年度事業報告書

前年に発生した新型コロナウイルス感染拡大により、令和 2 年度事業は国際間の人物交流ならびに交流促進を目的とした自主事業は延期とした。一方で、海外活動支援事業に関しては、日本への緊急一時帰国や再赴任など、例年にない業務も発生し、当初予算の収支残はほぼ例年と変わらない結果となった。また、オンラインでの事業実施や講義活動も行い、新たな交流促・支援事業のノウハウを蓄積することができた。

1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

自主事業「ジュニア大使友情使節団」の派遣は、1985 年に創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している。対象は小学校 5 年生以上 20 歳未満の児童、生徒、学生とし、国際研修と友情交流を主たる目的として団員を海外に派遣している。令和 2 年度は、コロナ禍によりその実施を延期したが、メールによる現地受入先との連絡等、逐次行った。

また、海外から日本に研修や視察目的で来日を希望する個人・グループに対し、人物交流・支援の視点を踏まえた日本紹介研修・日本語研修・視察等を提供する事業も、コロナ禍により来日が叶わず、12 回目を予定していたスウェーデン王国・トンバ高校の日本研修は、令和 4 年度へと延期した。

2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

平成 18 年度よりアジア・太平洋国会議員連盟 (APPU) 中央事務局を当会に設置し、加盟国への事務連絡等事務局運営ならびに APPU 日本議員団の事務運営補佐を行っている。当年度は年次総会を日本議員団が主催し、第 50 回総会を初のオンライン形態により実施した。アジア・太平洋地域の加盟国国会議員らに対し、事前準備から 2 日にわたる総会の運営、報告書等、資料作成を行った。

さらに、ロシア連邦の独立非営利法人との契約により、当協会職員を同団体に出向させ、ロシアと日本との友好・経済協力促進事業実施しているが、一部、オンライン形態をとりながらの活動支援を行った。

3. 行政機関からの受託事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

外務省の企画招請案件で、平成 21 年度より毎年、落札している「新日系人招へいプ

ログラム」は、コロナ禍により実施が中止となり、当協会では、これまで参加した米国日系参加者への現状調査を行い、連携を深めた。結果は、昨年度の調査と併せて、当会ホームページにブログとして掲載した。

また、独立行政法人国際交流基金の令和 2 年度「日本語専門家等及び海外健康相談員の派遣事務に関する業務委託」を受託し、海外に赴任する日本語専門家等、のべ計 274 名に対し、コロナ禍による緊急一時帰国や赴任、再赴任の事務作業を行った。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 (定款第 4 条、第 1 項および第 3 項の事業)

令和 2 年度は、研修事業の延期により、来日外国人に対する日本文化紹介や日本語・日本事情研修の実施はできなかったが、医療関係者などに国際交流や英会話の講義をオンラインも含め実施し、当方のノウハウをより一般に広めることができた。

5. 調査・収集事業 (定款第 4 条、第 2 項の事業)

海外の事業関連先等とオンライン連絡をとり、現状の把握や今後の交流事業の可能性につき、資料収集を行った。

6. 広報誌の発行 (定款第 4 条、第 4 項の事業)

国際交流誌として、『the COMMUNICATOR』を毎月発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに横の繋がりの形成を計った。

また、令和元年度に当協会設立 50 周年を記念し、『the COMMUNICATOR』の巻頭インタビュー記事 60 点を収録する『私と国際交流—インタビュー集』を出版したが、今年度もその広報を行った。

以上